

::国連世界観光機関(UNWTO)賛助加盟員(アフィリエイト・メンバー)プログラム::

- 加盟手続(申請用) - ※2019年7月24日時点におけるスケジュール

① 加盟申請者による加盟申請書類のご準備(下記1~3)

1. 申込書(UNWTO Affiliate Member Application form) ※下記 URL よりダウンロード可能
2. UNWTO 憲章及び世界観光倫理憲章同意書(Letter of acceptance) ※下記 URL よりダウンロード可能
URL: <http://affiliatemembers.unwto.org/content/affiliation-procedure>

3. 政府観光当局発給公式推薦状(Letter of official support)

※日本の場合は、観光庁長官からの公式推薦状とする。 ※下段②欄参照

●加盟申請書類及びプログラムについてのお問い合わせ先

国連世界観光機関(UNWTO) 駐日事務所(一般財団法人アジア太平洋観光交流センター)

Email: info@unwto-ap.org / TEL: 0742-30-3880

② 上記 3. 政府観光当局(日本では観光庁)からの公式推薦状の発給依頼については 下記 1~3 を申請者→観光庁へメール添付で提出 ※提出〆切: 2月21日(金)

1. JTA 推薦状依頼文書(観光庁に参考様式あり)
2. 申込書(UNWTO Affiliate Member Application form) ※上段①欄の 1. を PDF にて提出
3. 申込書(UNWTO Affiliate Member Application form) の和訳を提出
(1 頁目「3. Description」及び、6 頁目「3.Main tourism products」の箇所のみ。形式は任意)
政府観光当局発給公式推薦状(Letter of official support)を観光庁にて発行するため、申請書類提出の前に一度、
観光庁担当者による面談を実施します。 (2月上旬~2月中旬実施予定)

※面談時又は面談後に申請書類の記載内容について、観光庁より加盟申請者様へ修正等依頼させていただく
ことがあります。

●観光庁担当部署(発給については下記の 2 名宛でメールにてご依頼下さい。)

国土交通省 観光庁国際関係参事官室 電話番号: 03-5253-8922 (直通)

Email: 岡田: okada-r2zf@mlit.go.jp 中村: nakamura-m2cq@mlit.go.jp

③ 公式推薦状が発行される場合推薦状は 日本政府から UNWTO 本部賛助加盟員 部へ直接送付致します。

※加盟申請者で対応いただく必要はありません。

(観光庁→外務省→在スペイン大使館)

※外務省への提出〆切: 3月19日(木)

④ 加盟申請者は①で準備した 1. 申込書、 及び 2. 同意書を UNWTO 賛助加盟 員部に提出

(申請者 → UNWTO 賛助加盟部へ 1~2
の書類原本を郵送および Email で提出)

※提出〆切: 4月10日(金) 必着

⑤ UNWTO 執行理事会開催時の「賛助加盟員審査委員会」による仮承認

※2020年5月~6月開催予定 112回 UNWTO 理事会 開催地(2019年9月中旬に決定予定)

承認後1週間以内にメールで仮承認書をお送りいたします。

UNWTO から加盟申請者に通知書(inclusion Letter)及び請求書を送付

※仮承認通知書が届き次第、UNWTO 賛助加盟員として各種プログラムに参加可能

当年12月までの年会費月割按分を請求

⑥ UNWTO 総会による承認

※2021年8月~10月開催予定 開催地(2019年9月中旬に決定予定)

承認後、UNWTO から加盟申請者に承認通知を送付・翌年からは年初に年会費を請求(€2500)

※承認後申請者は、承認通知書の PDF を観光庁、国連世界観光機関駐日事務所へそれぞれ送付下さい。